

4. 国の取り組み

■補給金と生産費

日本では、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（不足払い法）のもと、生乳生産量の半分以上が加工原料乳である「加工原料乳地域」における生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に対して補給金（加工原料乳生産者補給金（いわゆる「ゲタ」））が交付されています。加工原料乳地域とは、地域内の生乳生産量のうち半分以上が加工原料乳の取引となっている地域（現在は北海道のみ）をいいます。また加工原料乳とは、①バター②脱脂粉乳③全脂加糖練乳④脱脂加糖練乳⑤全粉乳⑥全脂無糖練乳⑦加糖粉乳⑧脱脂乳（子牛ほ育用）⑨ナチュラルチーズ（26年度から新たに対象）の9つの原料乳のことを指します。

1966年度～2000年度まで

不足払い法が施行された1966年度から2000年度までは、加工原料乳地域の生乳1kg当たりの推定生産費（かかる費用）と、国が毎年決定する加工原料乳の実際の取引価格（基準取引価格）の差額が国の補給金として生産者に支払われてきました。

生産者は、基準取引価格と補給金の合計（＝保証価格）を受取乳代として、国から保証されていたこととなります。

2000年度～現在まで

2000年5月に不足払い法の改正が行われ、2001年度より施行されたことに伴い、国の定める保証価格と基準取引価格が廃止され、不足払い的な補助金制度はなくなりました。

新しい補給金単価の算出方法は、過去3年の平均生産費、乳量等から算出された変化率を前年度の補給金単価に乗じます。

基準取引価格が廃止され、加工原料乳価格は、指定生乳生産者団体と乳業者の交渉により決定されることとなりました。2014年から加工原料乳の項目にナチュラルチーズも加わり、2014年の補給金単価は脱脂粉乳・バター向け12.80円/kg、チーズ向け15.41円/kg。2015年は脱脂粉乳・バター向け12.90円/kg、チーズ向け15.53円/kgとなっています。

また、補給金等の決定と同時に定められていた、補給金支給の対象となる加工原料乳の上限数量（限度数量）は、改正後も改正前と同様に定められています。

新制度において指定生乳生産者団体と乳業者の自由取引に委ねることになった加工原料乳価格は、予期せぬ需給変動等が起こることにより、大きく下落してしまう可能性があります。そのような事態に備えた激変緩和的な措置を行うため、生産者が自ら拠出した拠出金と、国の助成金（生産者拠出金の3倍を限度）とを併せた基金を財源として、加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け生乳及びチーズ向け生乳価格）が補てん基準価格（＝過去3年間の平均取引価格を基本）を下回った場合、差額の8割を補てんする、加工原料乳生産者経営安定対策事業（いわゆる「ナラシ事業」）も設けられています。 **表8 図2 図3 図4**

表 8 : 加工原料乳生産者補給金関係

区分	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20年度		平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	4~6月	7月~	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
保証価格	74.27	73.86	73.36	72.13																	
基準取引価格	63.40	63.02	62.56	61.83																	
税抜き	60.38	60.02	59.58	58.89																	
安定指標価格	a. 原料用バター	965	955	931	910																
	税抜 (円)	919	910	887	867																
	b. 脱脂粉乳	13,090	13,090	13,090	13,090																
	税抜 (円)	12,467	12,467	12,467	12,467																
	c. 全脂加糖れん乳	8,211	8,211	8,211	8,211																
	税抜 (円)	7,820	7,820	7,820	7,820																
	d. 脱脂加糖れん乳	7,333	7,333	7,333	7,333																
	税抜 (円)	6,983	6,983	6,983	6,983																
	e. (全脂粉乳)	(18,464)	(18,464)	(18,464)	(18,464)																
	税抜 (円)	(1,051)	(1,040)																		
	f. (家庭用バター)																				
	税抜 (円)																				
脱バ	限度数量 (千トン)	2,400	2,400	2,400	2,400	227	220	210	210	205	203	198		195	195	185	185	183	181	180	178
補給金単価 (円)	10.87	10.84	10.80	10.30	10.30	11.00	10.74	10.52	104.00	10.40	10.56	11.55	11.85	11.85	11.85	11.95	12.20	12.55	12.80	12.90	
チ	限度数量 (千トン)																			520	520
補給金単価 (円)																				15.41	15.53
補給金総額 (実質)	260.88	260.16	259.20	247.20	233.81	242.00	225.54	220.92	213.20	211.12	208.89	59.48	170.05	231.08	212.97	195.00	212.91	201.17	268.04		
補てん金単価								1.26	1.63	1.30											

注意：() 内は単位。
平成13年度以降は、新制度への移行に伴い、保証価格、基準取引価格、安定指標価格を廃止。
注意：※1および※2は、加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る平均取引価格、補てん基準価格。

図 2 : 加工原料乳生産者補給金制度の概要

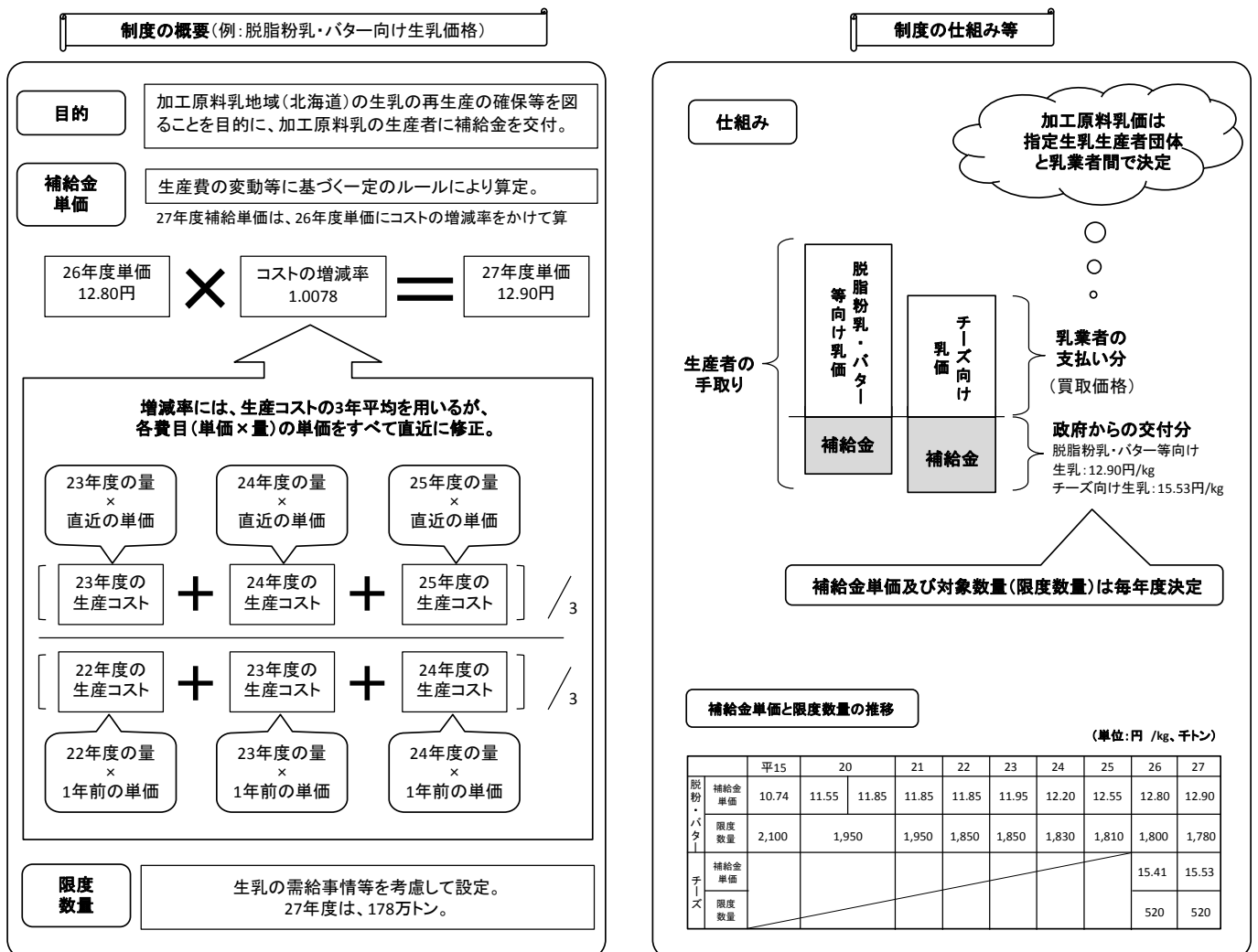


図3：加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の概要

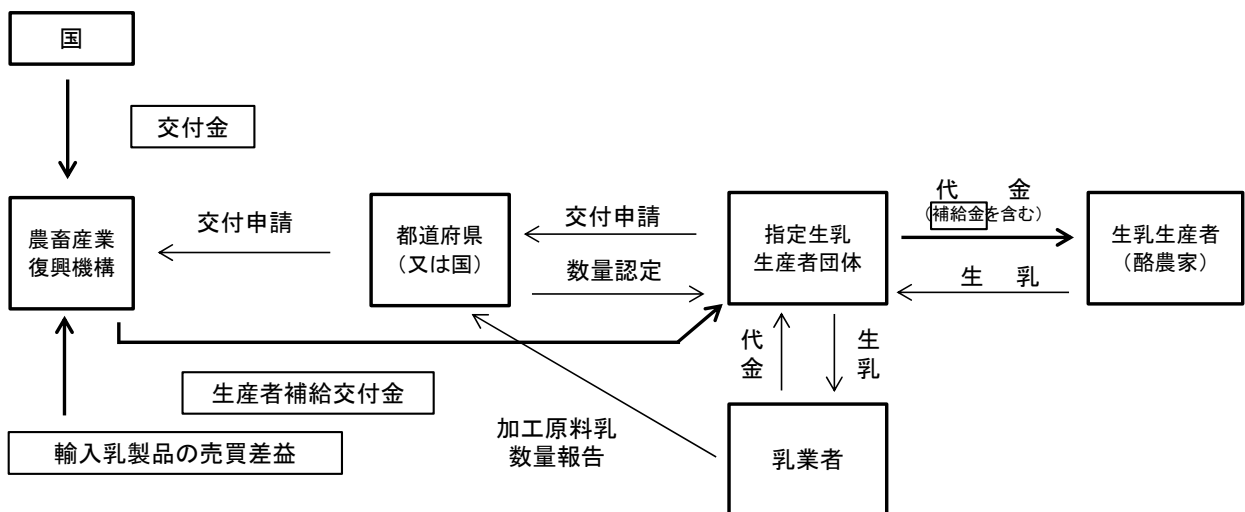
目的：生乳の価格生成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もって酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資する

(1)加工原料乳についての生産者補給金等の交付(第3章)

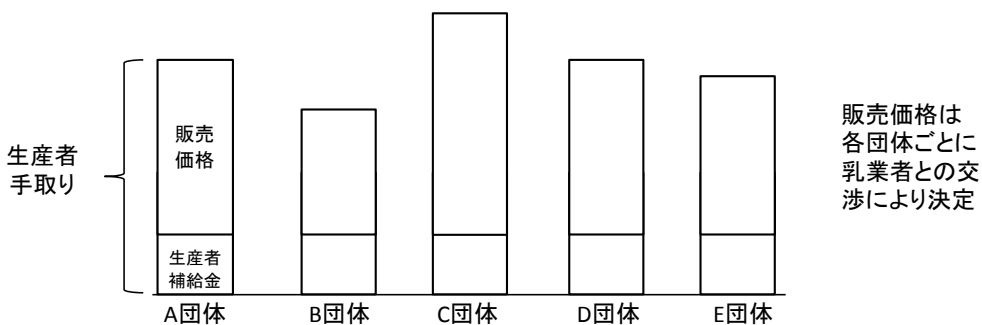
- ・機構は、指定生乳生産者団体が生産者に対して交付する生産者補給金の充てるため、生産者団体に対して、生産者補給交付金を交付。
- ・補給金単価は、農林水産大臣が生乳生産費等の経済事情を考慮し、生乳の再生産を確保することを旨として毎年度決定。

(加工原料乳生産者補給金制度のしくみ)

・生産者補給交付金＝補給金単価×認定数量(農林水産大臣の定める数量を限度とする。)



(生産補給金の考え方)

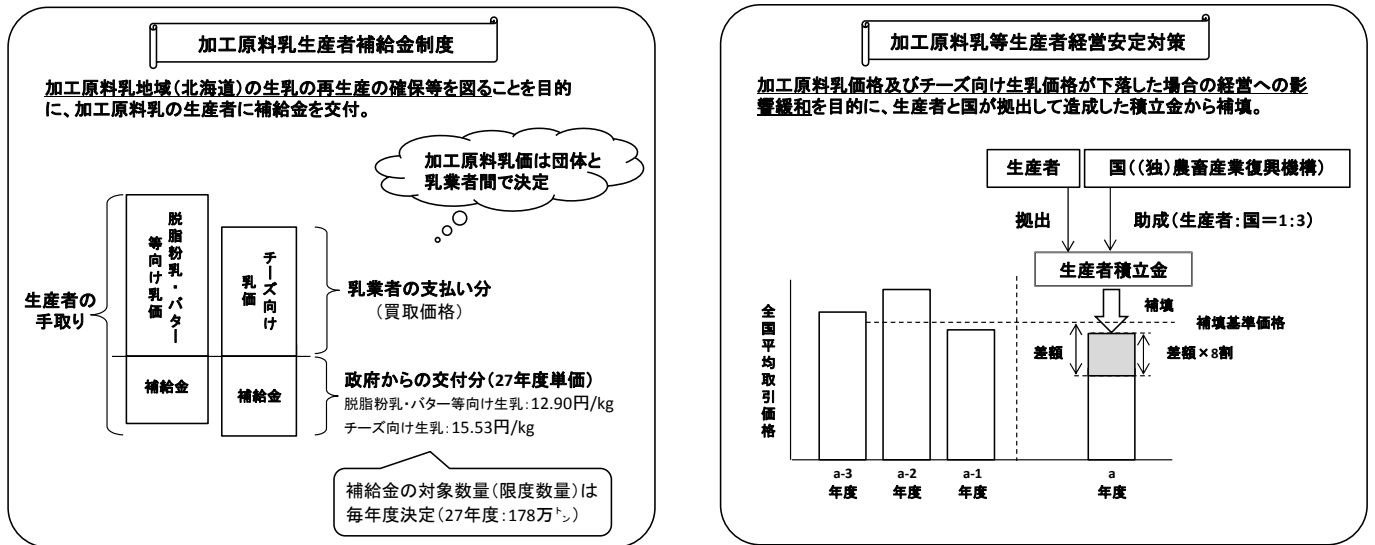


※ 平成27年度の補給金単価は、脱脂粉乳・バター等向け生乳：12.90円/kg
チーズ向け生乳：15.53円/kg

(2)指定乳製品等の輸入等(第4章)

- ① 機構は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等(バター、脱脂粉乳等)を輸入し、売渡し。
- ② 機構は、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、各国産の指定乳製品等の輸入及び売渡しを実施。
- ③ 指定乳製品等につき関税法の規定により輸入しようとする者に、当該指定乳製品等の機構への売渡しを義務づけ。また、機構は、当該指定乳製品の売戻しを義務づけ。

図 4 : 27 年度の酪農関係経営安定対策について



■ 生乳の計画生産

生乳を安定して供給するために 1966 年（昭和 41 年）に設立された「不足払い法」と併せて、政府は市場の余剰やその結果生じる市場価格の不安定さを防ぐために、生乳生産の上限（＝限度数量）を定めることとしました。

このように法として制度的な需給安定対策が講じられてきましたが、需給不均衡や価格低下から自分たちの経営を守るため、1979 年（昭和 54 年）に生産者自らが自発的に需要に応じた計画生産に取り組み始めました。この仕組みは、法的な拘束力があるわけではないので、この仕組みからはずれて経営することを選ぶアウトサイダーと呼ばれる生産者もいます（この仕組みに入っている生産者はインサイダーといいます）。しかし、これらのアウトサイダーは全生産者の約 3% しか占めておらず、自発的取り組みとしては、高いインサイダー率になっています。

計画生産は、毎年度、需要予測数量を踏まえ、年度内に全国で生産・出荷が可能な目標数量を中央酪農会議が決定します。この目標数量を、一定の算定ルールに基づき、中央酪農会議が全国の 9 地域にある指定団体に配分し、指定団体が個々の農協などへ、農協などが個々の酪農家へと配分していきます。表 9

表 9 : 受託販売乳量と在庫量

単位：千トン

年度	受託販売乳量	在庫量	
		バター	脱脂粉乳
昭和63年	7,207	16.0	18.0
1989 平成元年	7,615	17.0	33.0
1990 2年	7,691	11.9	19.8
1991 3年	7,844	21.0	33.0
1992 4年	8,111	37.0	54.0
1993 5年	8,053	53.0	60.0
1994 6年	7,846	38.5	34.2
1995 7年	7,938	29.7	38.0
1996 8年	8,134	27.4	45.3
1997 9年	8,107	26.0	51.7
1998 10年	8,049	32.0	47.0
1999 11年	8,016	38.2	44.1
2000 12年	7,940	35.1	53.4
2001 13年	7,890	27.5	75.0
2002 14年	7,990	23.7	80.8
2003 15年	8,042	26.8	93.2
2004 16年	7,931	25.8	88.0
2005 17年	7,946	31.0	75.3
2006 18年	7,747	23.2	68.3
2007 19年	7,694	19.4	42.8
2008 20年	7,626	28.1	43.1
2009 21年	7,586	32.6	69.7
2010 22年	7,334	20.6	58.7
2011 23年	7,249	19.1	47.6
2012 24年	7,329	23.5	49.5
2013 25年	7,186	17.3	40.3
2014 26年	7,067	17.8	46.5

資料：(一社) 中央酪農会議「用途別販売実績」
 (独) 農畜産業振興機構調べ